



医政発 0828 第 1 号
平成 21 年 8 月 28 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

第七次看護職員需給見通しの策定について

第七次看護職員需給見通しの策定については、平成 21 年 5 月に設置した「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」において議論を重ね、今般、「第七次看護職員需給見通し策定方針」（別添 1）及び標準的な「調査票」（別添 2）を取りまとめたところである。

需給見通しは、各都道府県ごとの見通しと全国的な見通しが整合性をもって策定されるものであり、国はもとよりであるが、地域の医療提供体制の確保を担う各都道府県においても、今後の看護政策を推進する上で重要な基礎資料となるものである。

については、各都道府県におかれては、この策定方針に基づき、各都道府県における実情を踏まえた上で、下記により各都道府県の需給見通しの策定をお願いしたい。

なお、各都道府県からの需給見通しの報告を受けた後、平成 22 年 3 月に中間的なとりまとめを行い、厚生労働省において全国的な観点からの整合性の確保に向けた調整を行い、検討会の議論を踏まえて、平成 22 年 12 月を目途に需給見通しを策定する予定である。

記

- 1 需給見通しの策定に係る実態調査については、別添の標準的な調査票を基本としながら、必要に応じて、地域の特性を考慮し、調査項目を適宜追加して実施すること。
- 2 実態調査の際には、調査対象施設に、策定方針をあわせて送付するなど、調査対象施設が策定方針を踏まえて記入できるよう配慮すること。
- 3 各都道府県の需給見通しは、「看護職員需給見通し（各都道府県版）」（別添 3）及び調査票「1. 基本情報」、「2. 就業状況」、「3. 今後の看護職員配置計画」の集計結果を平成 22 年 2 月 15 日までに厚生労働省医政局看護課あて提出すること。なお、提出に当たっては、その取りまとめに当たっての考え方、積算方法等に関する資料を添付すること。
- 4 調査票「4. 看護職員確保に関する情報」の集計結果は平成 22 年 3 月末日までに提出すること。
- 5 調査票の集計についての詳細は別途連絡するものとする。
- 6 需給見通しの策定に当たっては、各都道府県において、関係団体、有識者、住民代表等の参加協力を得て、需給見通しに係る検討の場を設置しても差し支えない。

第七次看護職員需給見通し策定方針

1 需給見通し策定の必要性

国は、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づく看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的指針において、医療提供体制等を踏まえた需給見通しに基づいて看護師等の養成を図ることが求められており、看護職員の需給見通しは、看護職員確保の基本的な資料として、概ね5年毎に通算6回にわたり策定してきたところである。

第六次の看護職員需給見通しは、看護職員の業務密度、負担が高くなっていること、患者本位の質の高い医療サービスを実現する必要があることから、看護職員を質・量ともに確保することが求められていることを踏まえ、平成18年から平成22年までの5年間の需給見通しを策定したところである。

一方、平成21年3月にとりまとめられた厚生労働大臣主催の「看護の質の向上と確保に関する検討会中間とりまとめ」では、①少子化による養成数の減少などを踏まえた長期的な需給見通しについてや、②看護職員の確保のために、働く意向がある潜在看護職員を把握する仕組みづくり、多様な勤務形態の導入や院内保育所の整備などにより就労継続及び再就業の支援体制を強化することなどの推進策が求められ、これらを総合的に勘案して第七次看護職員需給見通しを策定することとされたところである。

これらを踏まえ、平成23年以降についても、引き続き需給見通しを策定するものである。

2 策定の方法

(1) 策定の考え方

① 今後の医療ニーズの増大や看護の質の向上が求められていることに鑑み、看護職員の就業の現状と同時に、各施設における看護の質の向上や勤務環境の改善などを見込んだ場合の看護職員の需要数について把握するが、供給については、一定の政策効果も加味する。

② 実態を適切に把握するため、各施設の協力を得て、より精度の高い調査の実施に努める。

なお、算定に当たっては、看護職員全体を積み上げることとするが、助産師については再掲とする。

(2) 調査の方法

都道府県は、需要数・供給数について都道府県毎に積み上げを行い、厚生労働省で取りまとめる。

(3) 調査票の記入者

看護担当責任者（看護部長等）が記載する。なお、提出にあたっては、各施設（所）長に了承を得るものとする。

(4) 需要数の推計方法

- ① 看護職員の需要数を施設ごとに推計する。
- ② 各施設における看護の質の向上や勤務環境の改善などを見込む。(なお、平成22年に施行される保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正についても留意する。)

※ 短時間正規雇用職員及び非常勤職員については、需給見通しの策定に当たり、所定労働時間を基に常勤換算する。

※ 常勤換算については、就業時間を各施設の週の所定労働時間で除して算出する。
なお、常勤換算方法の具体例については調査票に記載する。

※ 各都道府県において需要数を積み上げて推計する場合に、未提出・未記入施設や抽出調査の推計に当たっては、提出・記入のあった全施設や抽出調査のあった全施設を積み上げた計数の伸び率を勘案して推計する。

(5) 供給数の推計方法

平成23年から平成27年の供給数は、都道府県が推計するものとする。

なお、算定の考え方は次のとおりとする。

年当初就業者数＋新卒就業者数＋再就業者数－退職等による減少数

※ 常勤及び非常勤の実人員を把握する。また、同様に、短時間正規雇用職員及び非常勤職員については、需給見通しの策定に当たり、所定労働時間を基に常勤換算する。

※ 「年当初就業者数」は、本実態調査の就業者数(6/1 現在)、同年実施の医療監視又は県で把握している従事者数とする。

※ 「新卒就業者数」は、県内新卒に県外からの新卒転入者数を加えた数とする。

県内新卒：卒業見込数に県内就職率を乗じた数

新卒転入者：年当初就業者数に新卒転入者率を乗じた数

※ 「再就業者数」は、年当初就業者数に再就業率を乗じた数とする。

再就業率：本実態調査の再就業者の実績又は各都道府県ナースセンターの就職率

※ 退職者数は、年当初就業者数に退職者率を乗じた数とする。

退職者率：本実態調査の退職者の実績

(6) 見通し期間

平成23年から平成27年までとする(5年間)。

(7) 都道府県の需給見通し結果報告期限

平成21年9月から、各都道府県において調査に着手し、調査票の「1. 基本情報」、

「2. 就業状況」、「3. 今後の看護職員配置計画」については平成22年2月15日までに集計の上、需給見通しを作成し、厚生労働省に提出する。調査票の「4. 看護職員確保に関する情報」については平成22年3月末日までに集計のうえ、厚生労働省に提出する。

3 各都道府県の調査方法

(1) 実態調査の実施方法

各調査対象施設に調査票を送付し、各施設が現状及び今後の経営方針を踏まえて記入したものの集計を踏まえ、都道府県が取りまとめる。

① 以下の施設については、全数調査を基本とする。

病院、有床診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション、助産所、介護老人福祉施設、看護師等学校養成所、保健所、市町村、その他行政機関

② 以下については、既存統計資料の活用又は抽出調査でも可とする。

無床診療所、介護保険関係施設等（介護療養型医療施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設を除く）、地域包括支援センター、社会福祉施設、事業所（行政機関を除く）、研究機関、その他

(2) 調査項目

① 需給見通しの策定に直接関係のある調査項目に加え、各施設における看護職員の離職防止策の取組など、看護職員確保対策の参考となる調査項目を盛り込んだ調査とする。

② 各都道府県においては、必要に応じて、地域の特性を考慮し、独自の調査項目を追加する。

※ 各都道府県において、関係団体、有識者、住民代表等の参加協力を得て、需給見通しに係る検討の場を設置（既存の審議会等の活用を含む）しても差し支えない。

4 需要数の推計

(1) 推計の留意事項

現状を踏まえ、実現可能と判断される場合の需要人員数を推計することとし、各施設とも以下を考慮するものとする。

① 看護の質の向上

ア 看護職員の配置の充実
イ 研修体制の充実 等

② 勤務環境の改善

ア 育児休業、介護休業
イ 年次有給休暇 等

(2) 施設毎の推計の考え方

① 病 院

現状及び以下の病床数や各部門の事由を考慮し推計する。

ア 病床数

- ・ 病床過剰地域については、増床しないことを基本とする。
- ・ 病床非過剰地域については、基準病床の範囲内において、具体的に整備の計画がされているものを基本とする。
- ・ 医療計画や医療費適正化計画等の改正や見直しについては、把握している限りにおいてその整合性を配慮する。

イ 各部門等

・ 病棟部門

医療の高度化や在院日数の短縮化等を踏まえた看護体制（施設基準）を考慮する。

産科・産婦人科病棟においては、分娩件数、産前・産後のケア、育児不安への対応等を考慮する。

院内助産所の設置及び助産師の配置を考慮する。

・ 外来部門

医療ニーズの高い外来患者や日帰り手術の増加などを考慮する。

助産師外来の設置及び助産師の配置を考慮する。

・ 病院管理・看護管理部門

病床規模に応じた専任のリスクマネージャーや地域医療連携のための担当者、労務管理・研修企画などのマネジメント機能の強化などを考慮する。

・ 訪問看護部門

在宅ケアの推進を考慮する。

・ その他

研修体制の充実・見直し等

② 診療所

ア 有床診療所

現状及び今後の動向を踏まえて推計する。

特に、産科診療所においては、分娩件数、産前・産後のケアを考慮する。

イ 無床診療所

現状及び今後の動向を踏まえて推計する。

③ 助産所

現状及び今後の動向を踏まえて推計する。

④ 訪問看護ステーション

医療ニーズの高い在宅療養者の増加等今後の需要状況を踏まえて推計する。

介護予防における医療と介護の連携など介護保険事業支援計画の見直し等については、把握している限りにおいてその整合性を配慮する。

⑤ 介護保険関係（訪問看護ステーションを除く。）

介護予防における医療と介護の連携など介護保険事業支援計画の見直し等については、把握している限りにおいてその整合性を配慮する。

ア 介護療養型医療施設

イ 介護老人保健施設

ウ 介護老人福祉施設

入所者の状態に応じ、夜間配置を考慮する。

エ 居宅サービス

デイサービス、デイケア、ショートステイ、グループホーム、ケアハウス、在宅介護支援センター等

オ 地域包括支援センター

⑥ ⑤ウ、エ以外の社会福祉施設及び在宅サービス

現状及び今後の動向を踏まえて推計する。

児童福祉施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設、身体障害者更生援護施設

⑦ 看護師等学校養成所

看護師等学校養成所の新設・廃止等の状況を踏まえて推計する。

実習指導の充実を考慮する。

⑧ 保健所・市町村

現状及び今後の動向を踏まえて推計する。

⑨ 事業所、研究機関等

現状及び今後の動向を踏まえて算定する。

5 供給数の推計

(1) 新卒就業者数

学校養成所の新設、廃止等の予定、学生・生徒の入卒状況、進学、就業動向を踏まえて推計する。

新卒者の域外流出・流入については、厚生労働省から提示する入学状況及び卒業生

就業状況調査結果を考慮する。

(2) 再就業者数

実態調査及びナースバンク、職業安定所（ハローワーク）等を通じて把握した再就業者数の現状及び今後の動向を踏まえて推計する。

(3) 退職等による減少数

退職、他の都道府県への移動等による減少を踏まえて推計する。